

令和元年 9 月

射水市議会定例会議案説明書

議案第 6 0 号

令和元年度射水市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 1 号

令和元年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 2 号

令和元年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 3 号

令和元年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 6 4 号

令和元年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 5 号

令和元年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）

以上 6 議案については、別途説明につき説明省略

議案第 6 6 号

射水市名誉市民条例の制定について

(説 明)

市政の発展に寄与し、その事績が極めて顕著で、かつ、市民から深く尊敬を受ける者に対し、名誉市民の称号を贈り、その榮譽をたたえることを目的として、新たに条例を制定するもの。

1 規定内容

第 1 条 目的

第 2 条 推挙

第 3 条 顕彰

第 4 条 特典又は待遇

第 5 条 名誉市民審議委員会

第 6 条 委任

2 施行期日

条例公布の日

議案第 6 7 号

射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部改正について

(説 明)

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、必要な見直しを行うこととして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 3 7 号）が公布され、同法において地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）が一部改正されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 地方公務員法の一部改正を踏まえ、成年被後見人等に該当して失職した職員の規定を削除するもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（引用条項及び字句の改正）。

2 関連条例

- (1) 射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例
- (2) 射水市職員の給与に関する条例
- (3) 射水市職員等の旅費に関する条例

3 施行期日

令和元年 1 2 月 1 4 日

議案第 6 8 号

射水市印鑑条例の一部改正について

(説 明)

男女共同参画・女性活躍推進の観点から、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正され、印鑑登録証明書に旧氏の記載が可能となったこと及び性に対する考え方の多様化に配慮し、印鑑登録証明書の記載事項のうち男女の別を削除するため、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の一部改正により、住民票に「旧氏」の記載を求めることができるようになったことに伴い、本市条例に基づく印鑑登録及び印鑑登録証明書においても規定の整備(住民票に合わせて、旧氏を併記するための規定の整備)を行うもの。
- (2) 性的指向、性自認等に配慮し、印鑑登録証明書の記載事項のうち「男女の別」を記載しないこととする取扱いとするため、当該規定を削除するもの。
- (3) その他規定の整備を行うもの(字句及び引用条項の改正)。

2 施行期日

規則で定める日(条例公布の日から起算して6月を超えない範囲内)

議案第 6 9 号

射水市新湊中央文化会館条例の一部改正について

(説 明)

中央公民館の施設機能を新湊中央文化会館(以下「本施設」という。)の貸室として転用するとともに、休館日を一部変更するため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 中央公民館の施設機能について、本施設の貸室として転用するに当たり、使用料の規定に当該転用施設の料金を追加するもの。
- (2) 本施設の建物内に設置している他の施設と毎月の休館日を統一し、効果的な施設運営を行うため、休館日の一部について、次のとおり改正するもの。

現 行		改正案	
新湊中央文化会館	毎月第3月曜日	新湊中央文化会館	毎週月曜日
中央公民館			
新湊図書館	毎週月曜日	新湊図書館	

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第 7 0 号

射水市大門総合会館条例の一部改正について

(説 明)

大門総合会館の休館日（年末年始を除く。以下同じ。）が休日に当たる場合の取扱いについて、他の文化施設との統一を図るため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

休館日が休日に当たる場合は、その翌日を休館日とする規定を追加するもの。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 7 1 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(説 明)

射水市家具転倒防止器具設置事業助成金交付要綱（平成 2 0 年射水市告示第 9 0 号）による重度心身障害者等の家具転倒防止器具設置費用助成に関する事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 9 条第 2 項の規定により、個人番号（マイナンバー）を利用し、庁内連携を行うことができる事務として、本条例で規定しているところ、当該事務を廃止したことに伴い、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

射水市家具転倒防止器具設置事業助成金交付要綱による重度心身障害者等の家具転倒防止器具設置費用助成に関する事務を廃止したことに伴い、当該事務に係る規定を削除するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 72 号

射水市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について (説 明)

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、必要な見直しを行うこととして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布され、同法において児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が一部改正されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本条例に基づく家庭的保育事業を行う場合の家庭的保育者の要件については、児童福祉法の規定を一部引用しており、同法の改正により引用条項の号番号が繰り上げられたことに伴い、本条例中の引用条項について改正するもの。

2 施行期日

条例公布の日

議案第 73 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(説 明)

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る観点から、幼児教育及び保育の無償化のための措置を講ずることとする子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が公布され、併せて子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）（以下これらを「政令等」という。）が一部改正されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 政令等の一部改正により、子どものための教育・保育給付に係る用語の見直しが行われたため、本条例中の規定についても同様に改正するもの（第2条から第4条まで関係）。
- (2) 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者における食事の提供に要する費用の取扱いについて、満3歳以上の小学校就学前子どもに関する主食の提供に要する費用に加え、副食の提供に要する費用について一部の者を除き、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用とするもの（第2条関係）。
- (3) 特定地域型保育事業者に求められる特定教育・保育施設等との代替保育の提供に係る連携についての要件を緩和するもの（第1条関係）。

2 関連条例

- (1) 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (2) 射水市立幼稚園条例
- (3) 射水市立保育園条例

3 施行期日

令和元年10月1日。ただし、第1条の規定は、条例公布の日

議案第 7 4 号

射水市企業立地推進条例の一部改正について

(説 明)

県における企業立地助成金の対象となる事業の拡充等に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 製造業における製品デザイン部門の事務所の新規立地等を、助成対象事業に追加する
県助成金の一部改正が行われたことに伴い、本条例に基づく助成対象となる「工場等」
の定義に関して、規定の整備を行うもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正）。

2 施行期日等

- (1) 施行期日
条例公布の日
- (2) 適用期日
令和元年 6 月 1 日

議案第 7 5 号

射水市水道事業給水条例並びに消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

(説 明)

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 水道事業者（市長）が指定する給水装置の指定工事事業者について、水道法の改正により 5 年ごとの更新制が導入されたことに伴い、新たに指定の更新手数料（1 件につき 3, 0 0 0 円）に係る規定を追加するもの（第 1 条関係）。
- (2) その他規定の整備を行うもの（引用条項及び改元に伴う改元日以降の年表示の改正。第 1 条及び第 2 条関係）。

2 関連条例

- (1) 射水市水道事業給水条例
- (2) 射水市農業集落排水処理施設条例
- (3) 射水市下水道条例

3 施行期日

令和元年 1 0 月 1 日。ただし、第 2 条の規定は、条例公布の日

議案第 76 号

射水市下水道条例の一部改正について

(説 明)

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、必要な見直しを行うこととして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布されたこと及び本年 10 月からの水道事業の包括業務委託の実施に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の内容を踏まえ、排水設備等の新設等の工事を行う者の指定基準のうち、成年被後見人等を一律に排除する規定を見直し、心身の故障等の状況を審査し、当該工事を行うに当たって必要な能力の有無を判断する規定に改めるもの。
- (2) 水道事業の包括業務委託に当たり、当該委託業務に「排水設備工事に関する業務」が含まれることから、当該工事に係る検査の規定について整備を行うもの。

2 施行期日

- (1) 1(1)に係る改正規定 令和元年 12 月 14 日
- (2) 1(2)に係る改正規定 令和元年 10 月 1 日

議案第 77 号

射水市手数料条例の一部改正について

(説 明)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部改正に伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

本年 10 月からの消費税率の引上げに伴い、その積算に増額の影響を受けることとなる手数料（消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく危険物の貯蔵所の設置の許可に係る手数料）について、次のとおり手数料の額を引き上げるもの。

(単位：円)

区 分			手数料の額		引上げ額
			現 行	改正案	
2 設置の許可	2-オ 浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付 特定屋外タンク 貯蔵所	10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,580,000	1,590,000	10,000
		50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,940,000	1,950,000	10,000
		100,000kl 以上 200,000kl 未満	2,260,000	2,270,000	10,000

2 施行期日

令和元年 10 月 1 日

議案第 78 号

射水市消防団条例の一部改正について

(説 明)

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について、必要な見直しを行うこととして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）が公布され、同法において地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）が一部改正されたことに伴い、本市条例について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

- (1) 地方公務員法の一部改正を踏まえ、成年被後見人等が消防団員となることができないとする規定を削除するもの。
- (2) その他規定の整備を行うもの（字句の改正）。

2 施行期日

令和元年 12 月 14 日

議案第 79 号

射水市中央公民館条例の廃止について

(説 明)

施設機能を新湊中央文化会館の貸室として転用することに伴い、令和 2 年 3 月 31 日をもって中央公民館を廃止するため、条例を廃止するもの。

施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 80 号

動産の取得について

(説 明)

令和元年6月18日に指名競争入札に付した高規格救急自動車の購入について、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第8号、同法施行令第121条の2第2項（別表第4）、同法施行令第167条、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条）。

名 称	数量	取得の方法	取得価格	契約の相手方	納 期
高規格救急自動車	1 台	指名競争入札 による契約	34,100,000円 (うち消費税等 3,100,000円)	射水市戸破1723番地1 富山トヨタ自動車株式 会社小杉店 店長 古澤 克行	令和2年 1月31日

議案第 8 1 号

射水市立小杉南中学校大規模改造第Ⅲ期（建築主体）工事請負契約の一部変更について （説 明）

令和元年 6 月 2 7 日に議決を経て締結した射水市立小杉南中学校大規模改造第Ⅲ期（建築主体）工事請負契約について、国庫補助の交付決定を受けた屋内運動場トイレの大規模改造工事を実施するため、契約内容の一部を変更したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 1 項（別表第 3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

1 変更内容

契約金額

変 更 前：4 2 1, 3 0 0, 0 0 0 円（うち消費税等 3 8, 3 0 0, 0 0 0 円）

変 更 後：4 3 2, 8 6 3, 2 0 0 円（うち消費税等 3 9, 3 5 1, 2 0 0 円）

増加金額： 1 1, 5 6 3, 2 0 0 円（うち消費税等 1, 0 5 1, 2 0 0 円）

※原契約内容

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	421,300,000円 （うち消費税等 38,300,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	くみあい建設・永森建設工業射水 市立小杉南中学校大規模改造第Ⅲ 期（建築主体）工事共同企業体 代表者 射水市鷺塚65番地7 くみあい建設株式会社 代表取締役社長 渡邊 竜一 構成員 射水市三ヶ3973番地 永森建設工業株式会社 代表取締役 永森 忠志	令和元年 6月27日 ～ 令和2年 2月28日

議案第 8 2 号

平成 3 0 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説 明)

当年度純利益	3 0 4, 5 6 7, 6 7 1 円	……	(A)
前年度繰越利益剰余金	3, 5 7 1 円	……	(B)
その他未処分利益剰余金変動額	2 4 5, 0 0 0, 0 0 0 円	……	(C)
当年度未処分利益剰余金	5 4 9, 5 7 1, 2 4 2 円	……	(D)
((A)+(B)+(C))			

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書(案)】

資本金	2 4 5, 0 0 0, 0 0 0 円	
減債積立金	3 0 4, 0 0 0, 0 0 0 円	
計	5 4 9, 0 0 0, 0 0 0 円	…… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D)-(E))

5 7 1, 2 4 2 円

(剰余金の処分等＝地方公営企業法第 3 2 条)

議案第 8 3 号

平成 3 0 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説 明)

当年度純利益	3 2 8, 1 2 5, 6 1 8 円	……	(A)
前年度繰越利益剰余金	7 1 4, 8 7 0 円	……	(B)
その他未処分利益剰余金変動額	2 9 8, 8 1 8, 6 9 3 円	……	(C)
当年度未処分利益剰余金	6 2 7, 6 5 9, 1 8 1 円	……	(D)
((A)+(B)+(C))			

利益剰余金処分額【剰余金処分計算書(案)】

資本金	2 9 8, 8 1 8, 6 9 3 円	
減債積立金	3 2 8, 0 0 0, 0 0 0 円	
計	6 2 6, 8 1 8, 6 9 3 円	…… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ((D)-(E))

8 4 0, 4 8 8 円

(剰余金の処分等＝地方公営企業法第 3 2 条)

報告第 5 号

専決処分の報告について

(説 明)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
2	令和元年 6 月 28 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 14,526 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 救急出動中における物損事故 発生日 令和元年 5 月 3 日 場 所 射水市枇杷首地内
3	令和元年 6 月 28 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 20 パーセント 損害賠償額 市 142,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市道冠水による車両破損事故 発生日 令和元年 6 月 11 日 場 所 射水市稲積地内
4	令和元年 8 月 15 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 34,560 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除草作業中における物損事故 発生日 令和元年 7 月 19 日 場 所 射水市西高木地内

報告第 6 号

平成30年度射水市健全化判断比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.10)	— (17.10)	9.8 (25.0)	90.2 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 7 号

平成30年度射水市資金不足比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく射水市水道事業会計、射水市下水道事業会計及び射水市病院事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	2.9

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

認定第 1 号

平成30年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号

平成30年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号

平成30年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号

平成30年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上4件の認定について一括説明)

(決算＝地方自治法第233条)

(単位：円)

会 計 名		予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収支差引残額
一 般 会 計		43,354,319,430	41,419,067,708	40,267,413,780	1,151,653,928
特 別 会 計	国民健康保険事業	8,298,113,000	8,227,224,257	8,173,852,565	53,371,692
	後期高齢者医療事業	2,099,167,000	2,095,567,813	2,093,955,457	1,612,356
	介護保険事業	9,069,157,000	9,086,247,643	8,973,995,255	112,252,388
	小 計	19,466,437,000	19,409,039,713	19,241,803,277	167,236,436
合 計		62,820,756,430	60,828,107,421	59,509,217,057	1,318,890,364

備考

一般会計の収支差引残額 1,151,653,928 円には、継続費に係る繰越財源 49,253,181 円及び繰越明許費に係る繰越財源 160,367,629 円を含むので、実質収支額は 942,033,118 円となる。

認定第 5 号

平成30年度射水市水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度水道事業収益 2, 0 9 6, 8 8 4, 4 3 8円 …… (A)

当年度水道事業費用 1, 7 9 2, 3 1 6, 7 6 7円 …… (B)

差引当年度純利益 3 0 4, 5 6 7, 6 7 1円

((A)－(B))

(決算＝地方公営企業法第30条)

認定第 6 号

平成30年度射水市下水道事業会計決算認定について

(説 明)

当年度下水道事業収益 3, 9 6 7, 3 8 3, 4 1 6円 …… (A)

当年度下水道事業費用 3, 6 3 9, 2 5 7, 7 9 8円 …… (B)

差引当年度純利益 3 2 8, 1 2 5, 6 1 8円

((A)－(B))

(決算＝地方公営企業法第30条)

認定第 7 号

平成30年度射水市病院事業会計決算認定について

(説 明)

当年度病院事業収益	3, 3 9 4, 4 9 8, 5 7 5 円	
当年度病院事業費用	3, 7 9 3, 4 4 6, 0 9 4 円	
差引当年度純損失	3 9 8, 9 4 7, 5 1 9 円	
当年度未処理欠損金	4, 7 1 2, 9 0 9, 4 6 8 円	…… (A)

欠損金処理額【欠損金処理計算書】

0 円 …… (B)

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金 ((A) - (B))

4, 7 1 2, 9 0 9, 4 6 8 円

(決算＝地方公営企業法第30条)